

支那部長 一名 書記長 一名 會計 一名

書記 若干名 幹事 若干名

役員員の任期は何れも一年とす 定例再選を妨げず

支那部長は幹事の中から互選し會務を統理す

書記長は支那部長を任命し支那部長を補佐し

會務を司ることをす

幹事は總會に於て選出せられたるものにして會の重要

事項を掌理す

本會に幹事會の推選によつて評議員若干名を以て

本會は毎年一回總會を用催し事業の計畫及會計

會務の報告、役員の選定等を行ふ

但し必要に應じ臨時總會を用催することを得

幹事會は毎月一回開會し會務を掌理す

本會の經費は會員の會費並に寄附金其他雑収入を以

之れに充つ

本會の會務及び事業等は總會の承認を得て執行することを得

本會則は總會の決議に依りて之を執行することを得ず

第七條

第八條

第九條

第十條

第十一條

附則